

滋賀県衛生科学センター整備事業
に係る実験什器等整備業務

入札説明書

令和8年8月
滋賀県健康医療福祉部
健康危機管理課

目 次

内容

1 入札に付する事項	2
(1) 業務名	2
(2) 業務内容	2
(3) 業務実施期間	2
(4) 予定価格	2
2 入札参加者に必要な資格等	2
(1) 資格要件	2
(2) 参加資格の喪失	2
3 入札説明会	2
4 入札および開札	2
5 入札保証金	4
6 無効の入札書および提案書	4
7 入札および提案に係る留意事項等	5
8 落札者の決定	5
(1) 落札者決定方法および評価基準	5
(2) 落札者の通知	5
(3) 非落札者への理由説明	5
(4) 落札の取消し	6
9 契約保証金	6
10 契約書の作成	6
11 契約書の契約条項	6
12 2(1)エの入札参加資格審査に関する事項	6
13 その他必要な事項	6
14 留意事項	7

別記 A-02 滋賀県衛生科学センター整備事業に係る実験什器等整備業務 提案募集要項

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23条）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）、滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則（平成7年滋賀県規則第92号）、滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）、本件調達に係る入札公告のほか、滋賀県が発注する特例政令の適用対象となる調達契約に関し、総合評価一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

(1) 業務名

滋賀県衛生科学センター整備事業に係る実験什器等整備業務

(2) 業務内容

滋賀県衛生科学センター整備事業に係る実験什器等整備業務。

詳細は、別記「滋賀県衛生科学センター整備事業に係る実験什器等整備業務 提案募集要項」（A-02）（以下「募集要項」という。）および別紙「滋賀県衛生科学センター整備事業に係る実験什器等整備業務 仕様書」（D-01）（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。

(3) 業務実施期間

契約締結の日から令和10年(2028年)3月31日(月)まで

(4) 予定価格

金 216,777,000円（消費税および地方消費税を含む。）

2 入札参加者に必要な資格等

(1) 資格要件

ア 令第167条の4 [注1] に規定する者に該当しない者であること。

イ 滋賀県財務規則第195条の2 [注2] 各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

エ 入札参加者に必要な資格等(令和8年滋賀県告示第31号) に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、12に示す場所に資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては入札の手続に間に合わないことがある。

オ 平成28年(2016年)4月1日から資格審査書類の受付締切りの日までの間に、延べ面積3,000㎡以上の研究所、研究施設、理系大学または病院用途の建築物への納入実績を有する者であること。

なお、入札参加者の下請けまたは協力する企業の納入実績であっても可とする。ただし、入札参加者と当該企業との関連は入札参加資格確認申請書にて示すこと。

(2) 参加資格の喪失

落札決定の日までに、(1)に定める資格要件を欠くこととなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

3 入札説明会

入札説明会は行わない。

4 入札および開札

(1) 本件入札は、総合評価一般競争入札によるため、入札参加者またはその代理人は、入

札書とともに募集要項に基づく提案書を提出しなければならない。

- (2) 入札参加者またはその代理人は、仕様書および「滋賀県衛生科学センター整備事業に係る実験什器等整備業務 契約書（案）」（以下「契約書（案）」という。）を熟覧の上、入札書および提案書の提出をしなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、募集要項2(6)により質問することができる。ただし、入札書および提案書の提出後、仕様書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (3) 入札参加者またはその代理人は、次のアからオまでに掲げる事項を記載した「入札書」（様式C-01）および募集要項3(3)オに規定する「提案書」を、併せて、直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。

直接提出する場合においては、入札書および提案書は別々に封筒に入れ、それぞれを密封し、かつ、そのそれぞれの封皮に氏名（法人の場合はその名称または商号）を朱書し、さらに、入札書については「滋賀県衛生科学センター整備事業に係る実験什器等整備業務に係る入札書在中」、提案書については「滋賀県衛生科学センター整備事業に係る実験什器等整備業務に係る提案書在中」と朱書するものとする。

郵便により提出する場合においては、入札書および提案書は二重封筒とし、入札書および提案書を別々に中封筒に入れてそれぞれ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書し、入札書の外封筒の封皮には「滋賀県衛生科学センター整備事業に係る実験什器等整備業務に係る入札書在中」、提案書の外封筒の封皮には「滋賀県衛生科学センター整備事業に係る実験什器等整備業務に係る提案書在中」と朱書するものとする。

なお、テレックス、電報、ファクシミリおよびインターネットメールによる入札は認めない。

・様式C-01 入札書

ア 入札金額

イ 入札の目的（契約名）

ウ 契約期間

エ 入札保証金額

オ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名）および押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

なお、代理人が入札書および提案書を提出する場合は、(6)のとおりとすること。また、この場合の入札書および提案書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し同じ印を押印すること。

- (4) 入札書および提案書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また金額は日本国通貨による表示に限るものとする。

- (5) 入札書および提案書の提出の場所および期間は、募集要項2(8)のとおり。

- (6) 代理人が入札書および提案書を提出する場合にあつては、入札書および提案書と同時に入札権限に関する委任状（様式C-07または様式C-08）を提出しなければならない。

なお、この場合、入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し同じ印を押印すること。（これらが異なる場合は無効となるので注意すること。）

- (7) 入札参加者またはその代理人は、入札書および提案書の記載事項を訂正する場合（入札価格の訂正を除く。）は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

- (8) 入札参加者またはその代理人は、提出後に、提出した入札書および提案書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

- (9) 入札執行者は、入札参加者またはその代理人が相連合し、または不穩の行動をする等

の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、またはこれを取り止めることがある。

- (10) 入札参加者またはその代理人の入札金額は、仕様書に定める業務の実施に係る一切の経費を見込んで金額を見積るものとする。入札金額が1(4)に示す予定価格を上回る場合には、この入札参加者を失格とする。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (11) 入札参加者またはその代理人は、代金の請求方法、請求時期等の契約条件を、契約書（案）および仕様書に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (12) 開札の日時および場所は、募集要項2(9)のとおり。なお、本件調達では総合評価一般競争入札によるため、開札後、直ちに落札者の決定は行わない。
- (13) 開札には、入札参加者またはその代理人が立ち会うことができるものとする。入札参加者またはその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に係りのない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (14) 開札を行う室（以下「執行室」という。）には、入札参加者またはその代理人ならびに入札執行事務に係りのある職員（以下「入札関係職員」という。）および(13)の立合い職員以外の者は入室することができない。
- (15) 入札参加者またはその代理人は、開札開始時刻後においては、当該執行室に入室することができない。
- (16) 入札参加者またはその代理人は、当該執行室に入室しようとするときは、入札関係職員に入札参加資格審査結果通知書および身分証明書を提示しなければならない。なお、代理人が入室する場合にあっては、(6)における代理人と異なる場合は、委任状（様式C-08）を提出しなければならない。
- (17) 入札参加者またはその代理人は、開札中において特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、当該執行室を退室することはできない。
- (18) 入札執行者は、開札中において、次の各号の一に該当する者を、当該執行室から退場させることができる。
 - ア 当該執行室へ出入りした者
 - イ 私語、放言等をした者
 - ウ 酒気を帯びて当該執行室へ入室した者
 - エ 公正な競争の執行を妨げ、または妨げようとした者
 - オ その他入札執行者が特に指示した事項を遵守しない者
- (19) 入札参加者またはその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者またはその代理人となることができない。
- (20) 開札をした場合において、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札は行わない。

5 入札保証金

滋賀県財務規則第202条[注3]第3号の規定に基づき、入札保証金の全部を免除する。

6 無効の入札書および提案書

入札書および提案書で、次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書および提案書
- (2) 委任状を提出しない代理人の提出した入札書および提案書
- (3) 入札参加資格者またはその代理人が同一目的の入札に対し、2以上の意思表示をした入札書および提案書
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札書および提案書
- (5) 金額、氏名、押印その他記載要件の確認ができない入札書
- (6) 記載金額を加除訂正した入札書
- (7) 虚偽の申請を行った者のした入札書および提案書
- (8) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札書および提案書
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札書および提案書

7 入札および提案に係る留意事項等

入札および提案においては、以下の事項を遵守すること。

- (1) 入札説明書および募集要項に規定する事項を遵守すること。また、円滑な事務のため、滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課が指示する事項に従うこと。
- (2) 提案内容等について、競争を制限する目的で、他の入札参加者といかなる相談、連絡を行ってはならない。
- (3) 落札者決定後において、募集要項および仕様書の内容に関する不明または錯誤等を理由に、異議の申立または提案内容の変更申出を行うことはできない。
- (4) 提出書類の作成、対面評価の際のプレゼンテーション等に要する一切の費用は、入札参加者の負担とする。
- (5) 参加停止期間中の者に業務を再委託することは認められない。業務の一部を他の者に再委託する予定がある場合には特に注意すること。

8 落札者の決定

(1) 落札者決定方法および評価基準

落札者の決定に当たっては、本業務にとって最適な事業者を選定するため、別紙「滋賀県衛生科学センター整備事業にかかる実験什器等整備業務に係る総合評価一般競争入札落札者決定基準」(A-03)に基づき、提案内容を公平かつ客観的に評価し、提案書の内容による評価点（以下「技術点」という。）に入札価格による評価点（以下「価格点」という。）を加算した評価点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

(2) 落札者の通知

落札結果については、特例政令第12条の規定により滋賀県公報において公告するとともに、すべての入札参加者に次の事項を速やかに通知する。

ア 落札者名および落札金額

イ 入札参加者の名称

ウ すべての各入札参加者の入札価格

エ すべての入札参加者の技術点、価格点および総合評価点

(3) 非落札者への理由説明

非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、(2)の通知の日から7日（土曜日および日曜日を除く。）以内に書面により契約担当者に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

契約担当者は、非落札理由についての説明を求められたときは、説明を求められた日から7日（土曜日および日曜日を除く。）以内に書面により回答する。

(4) 落札の取消し

落札者が、10(1)の期限までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すことがある。

9 契約保証金

滋賀県財務規則第230条〔注4〕第3号の規定に基づき、契約保証金の全部を免除する。

10 契約書の作成

- (1) 落札者の決定により契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日以後速やかに（契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日までに）契約書の取り交わしをするものとする。ただし、当該調達に関する苦情申立てに基づく滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに契約担当者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において、契約担当者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書および契約に係る文書に使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (5) 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

11 契約書の契約条項

別添契約書（案）のとおりとする。

なお、当該契約書（案）は、基本的な契約事項のみを示している。実際の契約締結に当たっては、具体的な契約内容として提案書に記載されたすべての事項を当該契約の仕様に反映するものとし、県と落札者との協議により記載方法を決定する。

12 2(1)エの入札参加資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先および審査申請書の提出先

(機関名) 滋賀県会計管理局管理課エコオフィス係
(郵便番号) 520-8577
(所在地) 大津市京町四丁目1-1
(電話番号) 077-528-4314

13 その他必要な事項

- (1) 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 仕様書、契約書（案）等の交付日時および場所は、募集要項2(3)のとおり。
- (3) 本件調達に関する照会先は、募集要項6のとおり。
- (4) 仕様書およびこれに付属する資料については、本件入札に関する事務のためにのみ使用し、その範囲内においてのみ複製ができるものとする。

また、これら資料等の使用期間中の取扱いについては十分注意することとし、情報の

流出がないよう確実に管理を行うこと。

- (5) 本件入札後は、仕様書、これに付属する資料およびこれらの複製物について、情報の流出がないよう確実に廃棄すること。
- (6) 本業務に使用する機器および物品等の調達に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（グリーン購入法）に配慮すること。
- (7) 入札参加者またはその代理人は、滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、別途滋賀県が指定した期日までに、自らの負担において完全な説明をすること。

(参考：法令等の抜粋)

[注1]

—地方自治法施行令—

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

[注2]

—滋賀県財務規則—

(一般競争入札参加の資格)

第195条の2 知事は、令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者のほか、特別の理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争入札に参加させることができない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「防止法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(防止法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)(同法第9条に規定する指定暴力団員を除く。)
- (3) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者(防止法第32条第1項第2号に該当する者を除く。)
- (4) 役員等(入札に参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人(防止法第32条第1項第3号に該当する者を除く。)
- (5) 入札に参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
- (6) 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人(防止法第32条第1項第4号に該当する者を除く。)

〔注 3〕

—滋賀県財務規則—

(入札保証金の納付の免除)

第 202 条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札に係る入札保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

(1) 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札に参加しようとする者が、知事が確実と認める金融機関または公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と契約保証の予約をしたとき。

(3) 入札に付す場合において、令第 167 条の 5 第 1 項の規定により知事が定めた資格を有する者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 入札に参加しようとする者が、国(公社、公団および独立行政法人を含む。)または他の地方公共団体であるとき。

(5) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 2 条第 4 項に規定する選定事業に係る入札を行おうとするとき。

〔注 4〕

—滋賀県財務規則—

(契約保証金の納付の免除)

第 230 条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 令第 167 条の 5 第 1 項の規定により知事が定めた資格を有する者による一般競争入札に付し、もしくは令第 167 条の 11 第 2 項の規定により知事が定めた資格を有する者による指名競争入札に付し、または随意契約による場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売却代金が即納されるとき。

(6) 国(公社、公団および独立行政法人を含む。)または他の地方公共団体と契約するとき。

(7) 不動産の買入れまたは不動産もしくは物品の借入れもしくは交換をする契約を締結するとき。

(8) 放送、広告、調査、試験、研究、評価、訴訟等を委託する契約を締結するとき。

(9) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する選定事業を実施するために新たに設立された法人と当該事業の実施に係る契約を締結する場合において、当該法人がその出資者を当該契約の履行を保証する保証人に立てたとき。